

令和3年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第67号 亀山市立図書館条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第69号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5

件名	亀山市立図書館条例	教育委員会事務局 生涯学習課
----	-----------	-------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成29年7月策定の「亀山市立図書館整備基本構想」において、本来の図書館機能と併せて読書活動と市民の交流による地域づくりの役割を担う図書館は、亀山市の中心的都市機能の再構築を図る亀山駅前再開発事業と合致する施設であることから、図書館を亀山駅前へ移転整備することとしました。

この基本構想を踏まえて、亀山市立図書館整備推進委員会や図書館市民ワークショップなどでの検討を重ねて、平成30年5月に「亀山市立図書館整備基本計画」を策定し、JR亀山駅周辺整備事業と緊密な連携の下、新しい図書館の整備を進めてきたところです。

このことから、令和5年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、本条例を全部改正するものです。

2 改正内容

(1) 「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人との出会い、人と人とのつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」といいます。）第10条の規定に基づき、亀山市立図書館（以下「図書館」といいます。）を設置します。 <第1条関係>

(2) 図書館の名称及び位置を定めます。 <第2条関係>

名称 亀山市立図書館

位置 亀山市御幸町318番地1

(3) 図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定めます。

<第3条関係>

(4) 図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置きます。

<第4条関係>

(5) 図書館が行う事業について定めます。 <第5条関係>

(6) 図書館の利用者その他の関係者に対する図書館の管理上必要な指示について定めます。 <第6条関係>

(7) 図書館の施設を損傷し、又は滅失した者に対する損害賠償の義務について定めます。 <第7条関係>

(8) 図書館の管理上支障があると認められる者に対する入館の制限について定めます。 <第8条関係>

(9) 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会（以下「協議会」といいます。）を置き、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めます。 <第9条関係>

(10) 図書館の地下駐車場について、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため、普通自動車1台当たりの使用料を次のとおり定めます。 <第10条関係>

駐車時間が1時間以内のとき	200円
駐車時間が1時間を超えるととき	30分までごとに100円

なお、図書館の利用者が使用する場合の使用料については、次のとおりその一部を減額し、又は免除します。

駐車時間が2時間以内のとき	全額を免除
駐車時間が2時間を超えるととき	400円を減額

(11) この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

<第11条関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日とします。

(2) この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、令和6年3月31日までとする経過措置を設けます。

(3) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、協議会の委員の報酬及び旅費を次のとおり定めます。

報酬の額	日額 7,100円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

< 参考 >

	新図書館	現図書館
開館時間	9時～20時 ※展示交流エリア及び地下駐 車場 9時～21時	平日 : 9時～19時 土日祝日 : 9時～17時
休館日	火曜日、館内整理日、 図書特別整理期間、 年末年始 ※展示交流エリア及び地下駐 車場は、年末年始のみ休館	火曜日、館内整理日、 図書特別整理期間、 年末年始

件名	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	産業建設部 土木課
----	---------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

道路法（昭和27年法律第180号）等の一部が改正され、歩行者利便増進道路^{※1}（通称「ほこみち」）の指定制度など、道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設されました。これに伴い、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」といいます。）の一部が改正され、歩行者利便増進道路に関する規定が新たに設けられるとともに、交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設（以下「交通安全施設」といいます。）として自動運行補助施設^{※2}が加えられました。

市道の構造の技術的基準は、道路法の規定により、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の政令と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

※1 「歩行者利便増進道路」とは、賑わいある歩行者中心の道路空間を構築するための道路として指定した道路をいい、指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築が可能となるものです。

※2 「自動運行補助施設」とは、電磁マーカ一等、道路の路面下に設置し自動運転車等の運行を補助する施設をいい、設置した自動運行補助施設の磁気や電波を車両のセンサーが感知することで、走行する際の自己位置特定を補助するものです。

2 改正内容

（1）政令と同様に、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めます。

＜新第44条関係＞

＜本条例において定める歩行者利便増進道路の構造の技術的基準（主なもの）＞

- ア 歩行者の滞留スペースを設けること
- イ 歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること
- ウ バリアフリー基準に適合すること

（2）交通安全施設に自動運行補助施設を加えます。 ＜第33条関係＞

（3）その他規定の整理を行います。 ＜第44条から第46条まで関係＞

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
----	--------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成31年3月策定）において、市営住宅の供給目標を令和元年度から令和10年度までの10年間で80戸と定め、民間が所有する賃貸住宅等を活用した市営住宅の供給を推進することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅8戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

新たに設置する借上げによる市営住宅の名称、位置等について、次のように定めます。 <別表第1関係>

設置年度	名称	位置	構造	戸数
令和3年度	北町住宅	北町4番40-101号、4番40-102号、4番40-103号、4番40-105号、4番40-201号、4番40-202号、4番40-203号及び4番40-205号	木造2階	8

3 その他

施行日は、公布の日とします。